

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

- （1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。
- （2）納税関係書類
 - 1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）
ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。
 - 2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）
注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。
注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。
 - a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）
 - b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）
 - c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）
 - d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）
- （3）消費税課税事業者届出書の控
消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。
この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。
また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

- （1）簡易プロポーザルの提出の頭紙
- （2）簡易プロポーザル本体
業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等
- （3）見積書
見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：12 国名：キルギス 担当：産業開発・公共政策部
案件名：一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト
(チーフアドバイザー業務)(後半)

1 今回契約予定のコンサルタント
チーフアドバイザー業務 2号

2 契約予定期間：全体 2013年5月中旬から2015年1月下旬まで

	準備期間	第1次派遣	第1次国内	第2次派遣	第2次国内	第3次派遣	第3次国内	第3次派遣
チーフアドバイザー	5	100	3	190	3	120	3	130
整理期間	合計M/M							
	5	18.95M/M						

(国内：0.95M/M、現地：18.00M/M)

なお、国内準備期間及び帰国後整理期間は各々5日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振り替えを含む5回を上限とする現地派遣期間については、プロポーザルで提案すること。また、前派遣期間と次の派遣期間の間の国内作業は3日とすること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月8日(12時まで)
提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：チーフアドバイザー業務 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 28 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 12 |
| (オ) 業務従事者によるプレゼンテーション | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：キルギス/全途上国

類似業務：農村開発/地域経済開発に関する各種業務

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

キルギス国(以下「キ」国)は、ソビエト連邦崩壊後、土地私有化等多くの経済体制改革を通じて市場経済化を進めてきたが、経済体制変革の中で、地域の社会経済活動等の基本単位である村の「コミュニティ」は崩壊したまま放置されてきた。この結果、農地の私有化等が進められた反面、農民の組織化が並行してなされなかったために生産及び流通が効率的かつ効果的に実施されず、地域の経済活動の活性化は妨げられたままとなっている。

このような背景から「キ」国政府はコミュニティの重要性を再認識するとともに、コミュニティ組織(Community Based Organization: CBO)の再構築を目指して、2005年2月に大統領の署名を得てコミュニティ組織法(CBO法)を成立させた。他方、援助機関もコミュニティ強化が開発の鍵であると位置づけ、コミュニティを通じた所得向上プロジェクトやコミュニティ関連社会基盤整備事業等に取り組んでいる。

我が国政府は、「キ」国の中でも観光産業や農業等、最も開発のポテンシャルが高いと有望視されているイシククリ州を対象として開発支援を重点的に行っていく方針を打ち出し、これを受けJICAは2003年10月から2006年2月までの2年5ヶ月間「イシククリ州総合地域開発計画調査」を、2004年1月から2007年3月までの3年3ヶ月間開発調査「営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査」をそれぞれ実施し、開発のビジョンとシナリオ、さらにはそれを具体化したプログラム及びプロジェクトを作成した。「イシククリ州総合地域開発計画調査」では2025年を目標準次とする開発

計画が、4つのサブプログラム(コミュニティ強化、 観光開発及び投資促進、 農業及び農産業振興、 環境保全)から構成されるプログラムとして提案されたが、中でも「コミュニティ強化」は同州で喫緊に取り組むべき課題であるとの認識から、技術協力プロジェクトの実施が要請された。これを受け、JICAは2007年1月から2010年9月までの3年8ヶ月間、「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、コミュニティの活性化の手段として我が国の一村一品運動の知見の活用を図り、パイロットプロジェクトを通じてCBOの組織強化、製品の生産技術支援、マーケティング支援等を試行してきた。さらに、この経験を通じて一村一品ガイドラインをまとめ、イシククリブランドの立ち上げ等を通じてCBOによるビジネス活動の強化を行った。その後、「キ」国政府は、より広くイシククリ州内にこのようなCBOによるビジネス活動を広げることを目的として、経済(規制)省及びイシククリ州政府をカウンターパート(C/P)機関とした後継の技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。これを受け、JICAは2012年1月～2015年1月まで3年間の「一村一品(One Village One Product: OVOP)アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」を実施している。

本プロジェクトでは、パイロット州であるイシククリ州において一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興モデルの構築を目指し、一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興の実施メカニズムの強化、一村一品製品のサプライチェーン拡大、一村一品製品の商品価値(質、デザイン、パッケージ)の向上、プロジェクト結果の政策ペーパーへの取りまとめのための活動を行っている。プロジェクト開始から、1年強が経過し、一村一品運動に対する関係者の理解も向上するとともに、活動は活発化している。今後は、プロジェクト終了に向けて、持続可能な実施体制の確立に向けて、さらなる努力が必要とされている。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、イシククリ州における一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興モデルの構築を目的とする本プロジェクトにおいて、チーフアドバイザーとしてプロジェクト運営管理業務を総括するとともに、プロジェクトの代表者として多様な関係者(中央/地方行政、ドナー、NGO、BDS提供者、民間業者等)との調整・連携を促進し、一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興の実施メカニズムの確立、一村一品製品のサプライチェーン拡大、一村一品製品の商品価値の向上ができる持続的な体制づくりを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[チーフアドバイザー]

(1) 国内準備期間(2013年5月中旬)

- ア 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- イ 上記(1)アの分析結果をもとに、派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務計画書(和文、英文)を作成しJICA産業開発・公共政策部へ説明し、提出する。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年5月下旬～2013年8月下旬)

- ア 現地業務開始時にC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAキルギス事務所に対し進捗報告を行う。
- イ チーフアドバイザーとして、他の専門家と協力しC/Pに対する助言・指導を行うとともに、以下の業務を行う。
- ア) 全体プロジェクト運営
 - a プロジェクトの総括として、運営管理全般に関する企画・計画立案
 - b PDM、POに基づいた活動実施管理及びモニタリング(中間レビューへの協力含む)
 - c 「キ」国の地域経済開発の方針、OVOP事業の全体計画、他のドナーの活動等、プロジェクトを取り巻く環境の把握と必要に応じたPDM及びPOの見直し
 - d プロジェクト活動に関連する機関(「キ」国経済省、「キ」国政府イシククリ州支部、OVOP組合、イシククリブランド委員会、他ドナー、ビジネス開発サービス(BDS)プロバイダー、民間業者)との調整・連携促進を通じた実施体制の強化
 - e 合同調整委員会(JCC)(7月頃予定)、ステークホルダーミーティング(6月頃予定)、ワーキンググループミーティング(6月頃予定)等の開催支援と参加を通じた同プロジェクトの運営管理・技術移転の進捗状況、活動計画についての報告・協議・指導・助言
 - f 業務調整専門家と協力した活動記録の取りまとめ、ニュースレター、現地メディアやホームページ等を通じたプロジェクト広報
 - g 業務調整専門家と協力した第3回事業進捗報告書(2013年7月提出予定)の作成

(イ) サプライチェーン強化・商品価値向上支援

- a OVOP製品の販路拡大のための情報収集・分析
- b 民間事業者・BDSプロバイダーとのリンケージ強化支援
- c デザイン・生産技術・包装に関する研修、相互訪問等実施支援
- d 調達・在庫管理・集出荷・販売システム改善にかかる指導
- e 試験店舗の運営を通じたOVOP組合の実践的能力強化支援
- f 第三国視察(タイを検討中、秋頃予定)の企画

(ウ) OVOPアプローチによる小規模ビジネス振興実施メカニズム強化

- a OVOP組合の活動計画進捗確認と活動実施促進支援
- b イシククリブランド委員会の活動計画進捗確認と活動実施促進支援
- c BDS提供団体・金融機関・サプライヤー等の情報取りまとめの監督

ウ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAキルギス事務所に対し業務の成果、助言等を含む第1次現地業務完了報告書(案)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間(2013年9月上旬)

- ア 第1次現地業務結果報告書(英文)を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部へ報告する。
 - イ 第2次現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務計画書(和文、英文)を作成しJICA産業開発・公共政策部へ説明し、提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2013年9月中旬~2014年3月中旬)
- ア 現地業務開始時にC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAキルギス事務所に対し進捗報告を行う。
 - イ チーフアドバイザーとして、他の専門家と協力しC/Pに対する助言・指導を行うとともに、以下の業務を行う。
 - (ア) 全体プロジェクト運営
 - a プロジェクトの総括として、運営管理全般に関する企画・計画立案
 - b PDM、POに基づいた活動実施管理及びモニタリング
 - c 「キ」国の地域経済開発の方針、OVOP事業の全体計画、他のドナーの活動等、プロジェクトを取り巻く環境の把握と必要に応じたPDM及びPOの見直し
 - d プロジェクト活動に関連する機関(「キ」国経済省、「キ」国政府イシククリ州支部、OVOP組合、イシククリブランド委員会、他ドナー、ビジネス開発サービス(BDS)プロバイダー、民間業者)との調整・連携促進を通じた実施体制の強化(スタディーツアーの企画を含む)
 - e JCC(3月頃予定)、ステークホルダーミーティング(12月頃予定)、ワーキンググループミーティング(9月、12月頃予定)等の開催支援と参加を通じた同プロジェクトの運営管理・技術移転の進捗状況、活動計画についての報告・協議・指導・助言
 - f 業務調整専門家と協力した活動記録の取りまとめ、ニュースレター、現地メディアやホームページ等を通じたプロジェクト広報
 - g 業務調整専門家と協力した第3回事業進捗報告書(2014年1月提出予定)の作成
 - (イ) サプライチェーン強化・商品価値向上支援
 - a OVOP製品の販路拡大のための情報収集・分析
 - b 民間事業者・BDSプロバイダーとのリンケージ強化支援
 - c デザイン・生産技術・包装・顧客との交渉に関する研修、相互訪問等実施支援
 - d 調達・在庫管理・集出荷・販売システム改善にかかる指導及び課題の整理
 - e 試験店舗の運営や展示会等への参加を通じたOVOP組合の実践的能力強化支援及び課題の整理
 - f 第三国視察(タイを検討中、秋頃予定)への同行
 - (ウ) OVOPアプローチによる小規模ビジネス振興実施メカニズム強化
 - a OVOP組合の活動実施促進支援及び活動計画の見直し
 - b イシククリブランド委員会の活動実施促進支援及び活動計画の見直し
 - c BDS提供団体・金融機関・サプライヤー等の情報取りまとめの監督
 - ウ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAキルギス事務所に対し業務の成果・助言等を含む第2次現地業務完了報告書(案)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間(2014年3月中旬)
- 第1次国内作業期間の業務に準じる。
- (6) 第3次現地派遣期間(2014年4月上旬~2014年8月上旬)
- ア 現地業務開始時にC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAキルギス事務所に対し進捗報告を行う。
 - イ チーフアドバイザーとして、他の専門家と協力しC/Pに対する助言・指導を行うとともに、以下の業務を行う。
 - (ア) 全体プロジェクト運営
 - a プロジェクトの総括として、運営管理全般に関する企画・計画立案
 - b PDM、POに基づいた活動実施管理及びモニタリング(終了時評価への協力を含む)
 - c 「キ」国の地域経済開発の方針、OVOP事業の全体計画、他のドナーの活動等、プロジェクトを取り巻く環境の把握と必要に応じたPDM及びPOの見直し
 - d プロジェクト活動に関連する機関(「キ」国経済省、「キ」国政府イシククリ州支部、OVOP組合、イシククリブランド委員会、他ドナー、ビジネス開発サービス(BDS)プロバイダー、民間業者)との調整・連携促進を通じた実施体制の強化(スタディーツアーの実施(4月頃予定)を含む)
 - e JCC(7月頃予定)、ステークホルダーミーティング(6月頃予定)、ワーキンググループミーティング(6月頃予定)等の開催支援と参加を通じた同プロジェクトの運営管理・技術移転の進捗状況、活動計画についての報告・協議・指導・助言
 - f 業務調整専門家と協力した活動記録の取りまとめ、ニュースレター、現地メディアやホームページ等を通じたプロジェクト広報
 - g 業務調整専門家と協力した第3回事業進捗報告書(2015年7月提出予定)の作成
 - (イ) サプライチェーン強化・商品価値向上支援
 - a OVOP製品の販路拡大のための情報収集・分析
 - b 民間事業者・BDSプロバイダーとのリンケージ強化支援
 - c デザイン・生産技術・包装・市場動向把握に関する研修、相互訪問等実施支援
 - d 調達・在庫管理・集出荷・販売システム改善にかかる指導(指導内容の見直し含む)
 - e 試験店舗の運営を通じたOVOP組合の実践的能力強化支援(支援方針の見直し含む)

- (ウ) OVOPアプローチによる小規模ビジネス振興実施メカニズム強化
 - a OVOP組合の活動立案と活動実施促進の支援及び体制強化支援
 - b イシククリブランド委員会の活動実施促進及び体制強化支援
 - c BDS提供団体・金融機関・サプライヤー等の情報取りまとめの監督
- ウ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAキルギス事務所に対し業務の成果・助言等を含む第3次現地業務完了報告書(案)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (7) 第3次国内作業期間(2014年8月下旬)
 - 第1次国内作業期間の業務に準じる。
- (8) 第4次現地派遣期間(2014年9月上旬~2015年1月上旬)
 - ア 現地業務開始時にC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAキルギス事務所に対し進捗報告を行う。
 - イ チーフアドバイザーとして、他の専門家と協力しC/Pに対する助言・指導を行うとともに、以下の業務を行う。
 - (ア) 全体プロジェクト運営
 - a プロジェクトの総括として、運営管理全般に関する企画・計画立案
 - b PDM、POに基づいた活動実施管理及びモニタリング(終了時評価への協力を含む)
 - c 「キ」国の地域経済開発の方針、OVOP事業の全体計画、他のドナーの活動等、プロジェクトを取り巻く環境の把握と必要に応じたPDM及びPOの見直し
 - d プロジェクト活動に関連する機関(「キ」国経済省、「キ」国政府イシククリ州支部、OVOP組合、イシククリブランド委員会、他ドナー、ビジネス開発サービス(BDS)プロバイダー、民間業者)との調整・連携促進を通じた実施体制の強化
 - e JCC(12月頃予定)、ステークホルダーミーティング(9月頃予定)、ワーキンググループミーティング(9月頃予定)等の開催支援と参加を通じた同プロジェクトの運営管理・技術移転の進捗状況、活動計画についての報告・協議・指導・助言
 - f 業務調整専門家と協力した活動記録の取りまとめ、ニュースレター、現地メディアやホームページ等を通じたプロジェクト広報
 - g 業務調整専門家と協力した第3回事業進捗報告書(2015年1月提出予定)の作成
 - (イ) サプライチェーン強化・商品価値向上支援
 - a OVOP製品の販路拡大のための情報収集・分析
 - b 民間事業者・BDSプロバイダーとのリンケージ強化支援
 - c デザイン・生産技術・包装・市場動向把握に関する研修、相互訪問等実施支援
 - d 調達・在庫管理・集出荷・販売システム改善にかかる指導及び今後の提言
 - e 試験店舗の運営や展示会等への参加を通じたOVOP組合の実践的能力強化支援及び今後の提言
 - (ウ) OVOPアプローチによる小規模ビジネス振興実施メカニズム強化
 - a OVOP組合の活動実施促進支援及び今後の活動・体制等にかかる提言(以下インパクト調査実施結果をふまえること)
 - b イシククリブランド委員会の活動実施促進支援及び今後の活動・体制等にかかる提言
 - c BDS提供団体・金融機関・サプライヤー等の情報取りまとめの監督と今後の連携強化に関する提言
 - (エ) インパクト調査実施支援
 - a イシククリ州でOVOP組合に加入しているCBOのキャパシティの把握・分析
 - b 行政によるCBO支援の現状把握
 - c CBO及びOVOP協会の収益状況の把握・分析
 - d OVOP製品の取り扱い状況、イシククリブランドの認定状況の把握
 - (オ) プロジェクトの成果とりまとめ支援
 - a プロジェクト成果の整理
 - b プロジェクト成果発表セミナーの実施支援
 - ウ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAキルギス事務所に対し業務の成果、助言等を含む第4次現地業務完了報告書(案)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (9) 帰国後整理期間(2015年1月下旬)
 - 契約期間全体での成果、提言等を含む専門家業務完了報告書(和文)を作成・提出し、進捗状況について、JICA産業開発・公共政策部及びJICAキルギス事務所へ報告する。

9 成果品等

- (1) 業務計画書(全体、各派遣時)
 - 英文3部(C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
 - 和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
 - 英文3部(C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書(最終報告書)
 - 和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAキルギス事務所)

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点

- ア 多様な参加者が出席する委員会、ワークショップ及び一連の助言・指導等において議論をとりまとめ、一定の方向に導くようなファシリテーション能力を有することが望ましい。
- イ 中央アジアの旧共産主義国での業務経験があることが望ましい。
- ウ 過去に上記(1)アに類似する業務に従事した経験をプロポーザルの中に明記すること。
- エ 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については、当機構ウェブサイト http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html (「プロポーザルの提出(見積書)」)を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針・方法及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課(03-5226-6942)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

1) 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

ア 実施時期：5月10日(金)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

ウ 実施方法：

(ア) 一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

(イ) プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

2) 本業務においては、二年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。